

## 第 52 回ナニワ区民まつり企画運営等業務委託 募 集 要 項（公募型プロポーザル）

大阪市浪速区では、豊かなコミュニティづくりと明るいまちづくりを推進し、コミュニティの発展、新たなコミュニティの形成・育成などをめざし、住民主体のコミュニティ活性化のため企画提案を公募します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

- 第 1 章 事業目的・委託業務について
- 第 2 章 応募について
- 第 3 章 選定について
- 第 4 章 契約、その他について
- 書類様式

大阪市浪速区敷津東 1 丁目 4 番 20 号 浪速区役所 6 階  
浪速区役所市民協働課（担当：高橋・若松）  
TEL 06-6647-9883 FAX 06-6633-8270  
E-MAIL [tj0002@city.osaka.lg.jp](mailto:tj0002@city.osaka.lg.jp)  
ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/index.html>

## 第1章 事業目的・委託業務について

### 1 事業の目的

- ・全区民を対象とし、コミュニティづくりの推進、新たなコミュニティの形成・育成を促進すること。
- ・多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化を促進すること。
- ・わがまち意識、ふるさと意識の高揚、心のふれあう豊かで明るいまちづくりを促進すること。
- ・SDGs の理念を踏まえた持続可能な地域づくりを促進すること。

### 2 委託業務

#### (1) 委託上限金額

本業務委託金額は、金5,527,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とします。

#### (2) 委託期間

契約締結後～令和9年3月31日まで

#### (3) 業務内容等（※詳細は別紙仕様書参照）

#### (4) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払います。

#### (5) 再委託について

ア 第52回ナニワ区民まつり企画運営等業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできません。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではありません。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければなりません。

## (6) その他

原則として提案いただいた事業内容としますが、発注者との協議により修正していただく場合があります。

### 3 事業者選定及び主な事業スケジュール

年	月日	曜日	内容
令和8年	4月16日	木	公示・募集開始
	4月28日	火	質問受付期限（午後5時30分まで）
	4月30日	木	質問回答公表
	4月30日 ～5月14日	木 ～木	公募型プロポーザル参加申出書類提出受付 （本市の休日を除く、午後5時30分まで）
	5月15日（予定）	金	公募型プロポーザル参加資格決定通知発送
	～5月22日	金	企画提案書類提出期限
	5月下旬から6月上旬	—	選定会議（書類審査・プレゼンテーション審査）
	6月上旬	—	選定結果の通知、選定結果の公表
	6月中旬	—	契約締結 令和8年度委託事業開始

## 第2章 応募について

### 1 参加資格

次の要件の全てに該当し、浪速区役所の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 法人または事業を営む個人・その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるもの）であること。国・地方公共団体は除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置要件に該当しない者であること。
- (4) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。

ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（6）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 代表者を含む構成員は、それぞれに単独もしくは他の共同体の構成員として応募することはできない。

## 2 質問事項について

質問がある場合は、質問票（様式1）に明記し、令和8年4月28日（火）午後5時30分（厳守）までに電子メールにて「件名」の始めに「【質問】」と明記して表面記載のアドレスまで送信してください。電子メール以外による質問は受け付けません。

回答は、令和8年4月30日（木）に大阪市ホームページ（浪速区）にて公表します。

## 3 応募に必要な書類

### (1) 公募型プロポーザル参加申出書類の提出について

#### ア 受付期間

令和8年4月30日（木）午前9時から令和8年5月14日（木）午後5時30分まで

※ただし、本市の休日及び開庁日の午後0時15分から午後1時までを除く。

#### イ 提出書類

次の書類を持参により大阪市浪速区役所市民協働課（市民協働）へ提出してください。  
（郵送・電子メール及びFAXなど不可）

- ① 公募型プロポーザル参加申出書（様式2）
- ② 申出内容誓約書（様式3）
- ③ 業務実績調書の概要（団体の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式は問わない）
- ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿及び代表者の住民票の写し
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書又は確定申告書
- ⑥ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可）
- ⑦ 使用印鑑届（様式4）
- ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）  
→（税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、若しくはその3の2様式〔個人〕）非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。
- ⑨ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）
- ⑩ 共同体で申請する場合は委任状（様式5）及び協定書

※令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記④～⑨を省略できることとします。

※申出書類の作成及び提出にかかる費用は、参加申出者の負担とします。

#### (参加資格決定通知)

すべての参加申出者に対し、令和8年5月15日（金）（予定）に書面により通知します。

#### (参加の無効等)

提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とします。

## (2) 企画提案書類

### ア 提出期限

令和8年5月22日(金)午後5時30分まで

※ただし、本市の休日及び開庁日の午後0時15分から午後1時までを除く。

### イ 提出書類

公募型プロポーザル参加資格決定通知書受領後、次の書類を持参により大阪市浪速区役所市民協働課へ提出してください。(郵送・電子メール及びFAXは不可)

- ① 応募申請書(様式6)
- ② 企画提案書(様式7-1)
- ③ 事業の企画内容について(様式7-2)
- ④ 事業の実施体制について(様式7-3)
- ⑤ 類似事業の実績(様式7-4)
- ⑥ 費用の妥当性について(様式7-5)
- ⑦ 経費内訳書(様式7-6)
- ⑧ 事業概要(最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書。いずれも任意団体にあつてはこれらに相当する書類)
- ⑨ 定款の写し(任意団体にあつては、これに相当する書類)

※提出部数 10部(正1部、副9部)

※事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できないように処理してください。

※提出できる案は、1案のみとします。

※提出された全ての書類は返却しません。

※提出後の企画提案書類の再提出や差し替え等は一切認めません。

※提案にかかる費用は、すべて提案事業者の負担とします。

## 4 公募型プロポーザル契約保証金

契約保証金 要(ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する)

保証人 否

## 5 契約書案

別紙 業務委託契約書(案) 参照

### 第3章 選定について

#### 1 審査・選定

##### (1) 選定基準

	主な評価事項・審査の観点	配点
① 企画内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・全体として、区の特性或事業趣旨を理解した提案となっているか</li><li>・単身世帯や在住外国人等を含め、多種多様な区民が地域団体、企業、NPO 及び行政などつながりながら、住民同士の交流を促進できる提案となっているか</li><li>・企画内容に工夫や斬新なアイデアが取り入れられているほか、SDGs を意識した事業運営となっているか</li><li>・区民や各種団体等の参画を広く促す仕組み(誰もが参加しやすい事業)が構築されているか</li><li>・業務の効果目標が設定され、かつ設定された目標に妥当性がある提案となっているか</li><li>・事業広報について、より効果的な情報発信を行えているか</li></ul>	60 点
② 事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案した事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるかどうか</li><li>・事業実施に必要な知識や能力を有した人員を配置出来ているか</li></ul>	20 点
③ 類似事業の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務と同種・類似した業務実績はあるか</li></ul>	10 点
④ 費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案された内容に見合った妥当な経費積算となっているか</li><li>・費用の積算根拠が明確に示されているか</li></ul>	10 点
合計		100 点

##### (2) 審査・選定方法

審査は、学識経験者等で構成する「選定会議」が上記の選定基準に基づき、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施し、全選定委員の平均評価点（以下「評価点」という。）により最優秀事業者を選定します。なお、選定基準については次のとおりです。

- ・企画提案書によるプレゼンテーション（10分程度）及び質疑応答を実施し、選定会議において、評価項目等に沿って審査をおこないます。
- ・評価点が最も高い事業者を選定するものとします。
- ・評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、「企画内容」の得点が高いものを選定し、それによってもなお同点の場合は「実施体制」の得点が高いものを選定します。
- ・なお、評価点が60点に満たない場合は、選定対象としません。

##### (3) 選定会議

日 時：令和8年5月下旬から6月上旬頃を予定

場 所：浪速区役所（浪速区敷津東1-4-20） 会議室

- ・選定会議の詳細については、別途提案事業者へ連絡します。
- ・選定結果は、審査終了後速やかに全提案事業者に対して通知します。また、大阪市ホームページ（浪速区）にて公表します。
- ・なお、審査は非公開とし審査内容についての質問や異議は一切受けません。

## 2 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

- (1) 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第2章 1 参加資格」の要件に該当しなくなった場合
- (3) 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (5) 企画提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (6) 経費見積額が「第1章 2 (1)」の委託上限金額を上回っている場合
- (7) 選定会議におけるプレゼンテーション及び質疑応答を欠席した場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 第4章 契約、その他について

選定会議において決定された事業者は、事業実施に当たり、発注者と委託契約を締結します。契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、発注者と協議の上、別紙仕様書及び提出された企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがあります。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

### (2) 事業の実施

ア 事業の進捗状況については、発注者の要請に基づき、随時報告してください。

イ 個人情報の取扱いについては、「個人情報個人情報の保護に関する法律」、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」及びその他関係法令を遵守し、適切な管理体制のもと厳重に管理してください。SNS、Web サイト、アンケートフォーム等を通じて取得・利用する情報についても同様とします。

また、万が一漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐものとします。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。

### (3) その他

ア 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

ウ 全ての提出物は返却しません。また期限後の書類の提出や差し替え等は認めません。

エ 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は大阪市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

オ 本事業受注者として選定された場合は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じること。この間の費用は受注者の負担とします。